

さいたま市浦和斎場及びさいたま市大宮聖苑残骨灰売渡入札説明書

さいたま市保健衛生局保健部生活衛生課（以下「生活衛生課」という。）が実施するさいたま市浦和斎場及びさいたま市大宮聖苑残骨灰売渡（以下、「残骨灰売渡」という。）の一般競争入札に参加される方は、この入札説明書をよく読み、次の各事項を理解し、承知されたうえで入札に参加してください。

1 募集事項

残骨灰売渡に係る諸条件については、別添の「さいたま市浦和斎場及びさいたま市大宮聖苑残骨灰売渡仕様書」のとおりとします。なお、現地説明会は実施しません。

2 入札参加資格

本入札の入札参加資格は次に掲げる事項をすべて満たす者としてします。

- (1) 令和6年4月1日時点において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務名（大項目）「その他」、受注希望業務（小項目）「その他」で登録されている者であること。
- (2) 令和4年度及び令和5年度において、国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したもの。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (4) 本公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (5) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (7) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあっては、その組合員が同一入札に参加していない者であること。

3 入札方式

本入札は、さいたま市斎場及び火葬場条例（平成16年3月26日条例第26号）に規定する12歳以上の人体の火葬1件あたりの単価（消費税及び地方消費税の額を除く）を比較し、最高価格の入札を行った者を契約の相手方とする一般競争入札とします。

4 最低売渡価格

本入札は、最低売渡価格を設定しています。この最低売渡価格は、低廉な入札等により公正な取引が阻害されることを防止する目的で設定しています。

- (1) あらかじめ、最低売渡価格を定めたくて入札を行います。
- (2) 最低売渡価格に満たない入札は無効となります。
- (3) 再入札は、最低売渡価格に満たない入札を行った場合であっても参加できます。

5 質問の受付・回答

質問受付期間	令和6年4月1日（月）～令和6年4月8日（月）午後5時まで
質問受付方法	所定の質問書を電子メールにより提出してください。 ・Eメールアドレス：seikatsu-eisei@city.saitama.lg.jp ・件名を『さいたま市残骨灰売渡入札質問書』としてください。 ※上記以外の方法（電話、口頭等）では受付しません。
質問回答方法	回答は、令和6年4月11日（木）から、さいたま市生活衛生課のホームページにおいて公表します。（質問者名は表示しません。） http://www.city.saitama.jp/ （さいたま市ホームページのトップ画面にある“サイト内検索”にて「 <u>生活衛生課</u> 」と入力して検索してください）

6 入札参加申込等

入札参加 申込（受付）期間	令和6年4月11日（木）～ 令和6年4月19日（金） （土曜、日曜、祝日を除く） 午前9時00分～午後5時00分まで
申込場所	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 担当 さいたま市保健衛生局保健部生活衛生課 電話 048-829-1299
申込方法	上記の期間、申込場所へ持参もしくは郵送してください。 ※郵送については簡易書留とし、期間必着とします。
必要書類等	①一般競争入札参加申込兼資格確認申請書 ②2入札参加資格(2)の要件を証する書類

	<p>※要件を証する書類の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売買契約の場合は、契約書及び当該契約に係る代金納入済書の類 ・委託契約の場合は、契約書及び当該契約に係る履行確認書の類 <p>③返信用封筒（一般競争入札参加資格確認結果通知書の返送用）</p> <p>※84円切手を貼付し、返送先住所・宛名等を記入してください。</p> <p>※申込期間終了後の提出書類の返却、変更は認めません。</p>
--	---

7 入札参加資格確認結果の通知

提出された必要書類等について確認を行い、その結果について申込者宛てに「一般競争入札参加資格確認結果通知書」を送付します。

8 入札日時等

入札会場	さいたま市役所 西会議棟 第1会議室 (さいたま市浦和区常盤6-4-4)
入札日時	令和6年5月9日(木) 午前9時30分
必要書類	<p>①一般競争入札参加資格確認結果通知書</p> <p>②入札書</p> <p>③委任状(代理人が入札する場合。)</p> <p>④入札辞退届(※必要に応じて)</p> <p>※ ②～④は、さいたま市生活衛生課のホームページからダウンロードできます。</p> <p>http://www.city.saitama.jp/</p> <p>(さいたま市ホームページのトップ画面にある“サイト内検索”にて「生活衛生課」と入力して検索してください)</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・入札当日は、上記の必要書類を持参してください。郵送等の受け付けはしません。 ・入札者以外は、会場への入場はできません。 ・入札に関して、不正行為又は入札執行者の指示に従わない方は、その場で失格もしくは入札無効とします。

9 入札金額等

入札金額は単価(消費税及び地方消費税の額を除く)を記載してください。

- (1) 入札書に記載する際又は入札の際には、次の事項に留意してください。
- ・数字の記載は、黒インクのボールペン又は万年筆を用いて、算用数字を使用して、金額の頭に¥マークを記入すること。
 - ・誤字脱字の加除訂正をする場合は、その箇所に押印(訂正印)をしてください。なお、入札書の金額は訂正できません。
 - ・入札後に入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。

(2) (1) に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ・ 入札参加資格の無い方の入札
- ・ 記載事項が判読不明なもの入札
- ・ 入札事項の一部又は全部が記載されていない入札
- ・ 記名、押印がない入札
- ・ その他指定した以外の方法により入札した場合

10 入札保証金

この入札に係る入札保証金は、免除とします。

11 落札者の決定

- (1) 予定売渡価格（単価）以上で最も高い金額（単価）を入札した方が落札者となります。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が複数いた場合は、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。
- (3) 予定売渡価格以上の入札がない場合は再入札をしますが、1回限りとします。
- (4) 再入札においても落札者が決定できない場合は、本入札は中止とします。
- (5) 正当な理由なくして、生活衛生課が指定する期日までに本入札に係る契約等の手続きに応じなかった場合又は著しく社会的信用を損なう行為等により、契約の相手方として相応しくないと判断された場合は、落札者の決定を取り消します。
- (6) 本入札における入札者及び落札者の商号又は名称及び入札金額は、さいたま市ホームページで公表されます。

12 契約の締結

- (1) 落札者には、契約通知書を送付します。
- (2) 契約の相手方の商号又は名称及び契約金額は、さいたま市ホームページで公表されます。

13 予納金の納付

この契約には、契約保証金の設定はありませんが、契約締結後、売渡物の引き渡しの前までに、仕様書で規定しているとおり予納金の支払いが必要です。予納金の納付は、生活衛生課が発行する納入通知書で指定金融機関にて指定期日までに納付するものとします。なお、この予納金の支払いに関する免除規定はありません。